

「稚内市自治基本条例審議会案」に盛り込まれたワークショップ会議での意見

審議会案

前文

わたしたちは、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ、水平線に美しく浮かぶ利尻富士を眺めることのできる自然豊かな最北のまち稚内市に暮らしています。

わたしたちのまちは、厳しい風雪をエネルギーに変え、まちぐるみで子どもたちの成長を見守り、北にサハリンの島影を望んで国際交流を担い、生活を支える水産、酪農及び観光の発展のためにも努力を続けています。

わたしたちは、アイヌ語で「ヤム・ワッカ・ナイ」（冷たい水の出る沢）と名づけられたこの地に勇気と情熱を注いできた多くの人々に感謝し、このまちの一員であることを誇りに思い、これからもこのまちを愛していきます。

だからこそ、わたしたちは今、市民一人一人がまちづくりの主演であることを自覚し自らこのまちの将来を考えて行動し、互いに信頼し合って、よく伝え合い、話し合い、力を合わせていくことを誓います。

そして、このまちを担う子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。

ワークショップ会議での意見

「わたしたちは、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ、水平線に美しく浮かぶ利尻富士を眺めることのできる自然豊かな最北のまち稚内市に暮らしています。」

- ・美しく豊かな自然環境【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・国境のまち【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・最北端【第 1 回「稚内の良いところ」】【高校生「稚内のよいところ」】
- ・稚内から見る利尻礼文の景色【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・利尻礼文サロベツ国立公園【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・自然が雄大だ【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・豊かな自然【第 1 回「稚内の良いところ」】【高校生「稚内のよいところ」】ほか多数。

「わたしたちのまちは、厳しい風雪をエネルギーに変え、まちぐるみで子どもたちの成長を見守り、北にサハリンの島影を望んで国際交流を担い、生活を支える水産、酪農及び観光の発展のためにも努力を続けています。」

- ・自然環境の厳しさ【第 1 回「稚内の悪いところ」】
- ・風の強い街【第 1 回「稚内のよいところ」「稚内の悪いところ」】【高校生「稚内のわるいところ」】
- ・風力発電によるクリーンエネルギーの活用【第 1 回「稚内の良いところ」】【高校生「稚内のよいところ」】
- ・地域で子どもを見守る温かい環境【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・ロシア、サハリン州との国境の街【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・サハリンとの交流【第 1 回「稚内の良いところ」】【高校生「稚内のよいところ」】【第 2 回「まちづくりに必要なもの」】
- ・漁業のまち【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・酪農が盛ん【高校生「稚内のよいところ」】 ほか多数。

わたしたちは、この条例をまちづくりの原点とし、その心を大切に育みます。

「わたしたちは、アイヌ語で「ヤム・ワッカ・ナイ」(冷たい水の出る沢)と名づけられたこの地に勇気と情熱を注いできた多くの人々に感謝し、このまちの一員であることを誇りに思い、これからもこのまちを愛していきます。」

- ・水が潤う沢【第 1 回「稚内の良いところ」】
- ・稚内市に対して誇りを持てる人がたくさんほしい。【第 6 回「市長に望むもの」】
- ・自分たちのまちに誇りをもつ【第 5 回「市民の役割」】
- ・市民としての役割を果たすことが、郷土愛を育むことにつながる【第 5 回「市民の役割」】 など。

「だからこそ、わたしたちは今、市民一人一人がまちづくりの主役であることを自覚し自らこのまちの将来を考えて行動し、互いに信頼し合って、よく伝え合い、話し合い、力を合わせていくことを誓います。」

- ・まちづくりの主体は市民である。【第 5 回「市民の役割」】
- ・行政任せにしないで、自分たちでできることは自分たちでやる。【第 5 回「市民の役割」】
- ・常に自分の住むまちの将来を考え行動する【第 5 回「市民の役割」】
- ・お互いを尊重しあい、助け合いを大事に！【第 5 回「市民の役割」】【第 7 回コミュニティの役割】
- ・市民と行政のキャッチボール(情報共有)が必要【第 2 回「まちづくりに必要なもの」】
- ・コミュニティに参加する一人一人の意識の共有が必要【第 7 回コミュニティの役割】 など。

「そして、このまちを担う子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。」

- ・住みやすく力強いまち【第 2 回「まちづくりに必要なもの」～目指すまちのすがた】
- ・人が集まるまち【第 2 回「まちづくりに必要なもの」～目指すまちのすがた】 など

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民、市議会及び市が相互の役割と責任を理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める最高規範であり、市議会及び市は、他の条例、規則等の制定若しくは改廃又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更にあたっては、この条例の趣旨を踏まえて、整合性を図らなければなりません。

(用語の意義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます。
- (2) **市民** 次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 市内に住所を有し、働き、又は学ぶ人
 - イ 市内で事業を営むもの又は市内で活動する団体

第3条「市民」

- ・市民の定義は必要【第5回「市民の役割」】
- ・稚内に関わるすべての人が市民(住民票がある、ないに関わらず)【第5回「市民の役割」】
- ・法人についてもまちづくりのための役割がある【第5回「市民の役割」】

- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために対等な立場でともに考え、協力し、又は行動することをいいます。
- (6) コミュニティー 居住する地域を単位とした町内会、テーマ別に活動しているボランティア団体等の心豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。
- (7) 定住外国人 次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者の在留資格をもって在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する在留資格（イの在留資格を除く。）をもって在留し、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 まちづくりの基本原則は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民、市議会及び市が互いのまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民一人一人が自ら考え行動し、まちづくりに参画する機会が保障されること。
- (3) 市民、市議会及び市がその責任と役割を認識し、互いに協働してまちづくりを行うこと。

第3章 情報共有

(情報提供)

第5条 市は、まちづくりに関して、市民に情報を適切な時期にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。

(情報公開)

第6条 市は、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則公開とします。

- 2 市は、市の保有する情報を市民の共有財産として、大切に管理します。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

第5条「市民に情報を適切な時期にわかりやすく」

- ・情報の伝達が遅い【第4回「情報の共有」】
- ・市民の知りたい情報を捉えていない【第4回「情報の共有」】
- ・必要な情報が必要な時に手に入らない【第4回「情報の共有」】
- ・議会だよりをもっと早く出すべき【第4回「情報の共有」】

(個人情報保護)

第7条 市は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、他の法令等に定めがある場合を除くほか原則として、本人以外には開示しないものとします。

2 市は、市の保有する個人情報について、開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障します。

3 前2項に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は、別の条例で定めます。

第4章 参画と協働

(市民の参画)

第8条 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施及び評価の各段階に参画することができます。

(参画の推進)

第9条 市は、市民のまちづくりへの参画を推進します。

2 市は、まちづくりへの市民の参画を推進するため、積極的に参画機会の拡大に努めます。

(協働の推進)

第10条 市民、市議会及び市は、相互理解と、信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進します。

第10条「相互理解と、信頼関係のもとに」

- ・市民と行政の間に協働ということへの意識の差がある。【第7回「住民協働」】
- ・お互い歩み寄ることが必要【第7回「住民協働」】

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が相互に協働できる場の提供、機会づくり、情報提供等の必要な支援を行うように努めます。この場合における市の支援は、市民の自主性を損なわないものとします。

(住民投票)

第 11 条 市長は、市政に係る重要事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。

2 住民投票をすることができる者は、定住外国人を含む住民とします。ただし、年齢に関する事項は、前項の条例に定めず。

3 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重します。

4 第 1 項の条例において、その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

(住民投票の請求・発議)

第 12 条 住民のうち選挙権を有する者と年齢満 20 年以上の定住外国人は、市政に係る重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、市長に対して住民投票の実施の請

第 10 条「市民同士が相互に協働できる場の提供、機会づくり、情報提供等の必要な支援」

- ・市民参加の場の提供、活動拠点施設の整備など【第 5 回「市民参加のための行政施策として」】
- ・参加しやすい環境づくりが必要【第 5 回「市民参加のための行政施策として」】
- ・情報提供とネットワークづくりが必要【第 5 回「市民参加のための行政施策として」】
- ・会議場を安く又は無料で提供してほしい。【第 5 回「市民参加のための行政施策として」】
- ・コミュニティ同士が協働できる体制づくりを【第 7 回「コミュニティの役割」～行政の支援】
- ・違う土地から入ってきた場合、既存の共同体へ入っていくのが非常に難しい。入るための窓口がわからない。【第 7 回「コミュニティの役割」～コミュニティに望むもの】
- ・コミュニティについて知りたい情報が探せない。【第 7 回「コミュニティの役割」～コミュニティに望むもの】

第 11 条「市民の意思を確認するため……住民投票を行うことができます」

- ・市民参加の根幹として住民投票制度は必要【第 5 回「市民参加」～住民投票について】
- ・(首長・議会等は)市民の声を知る必要がある【第 5 回「市民参加」～住民投票について】

第 11 条「市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重します。」

- ・住民投票の結果の取扱いについては、最大限尊重するにとどめ、決定は市長、議会に委ねる。【第 5 回「市民参加」～住民投票について】

第 11 条「条例において、その他住民投票の実施に必要な事項を定めず。」

- ・住民投票の事案によって対象年齢を考えるべき。年齢に関しては個別条例で柔軟性を持たせるべき【第 5 回「市民参加」～住民投票について】

求をすることができます。

- 2 市長は、市政に係る重要事項について、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。
- 3 市議会の議員は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。
- 4 市長は、第1項の請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとし、当該請求に対する処置等に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。

（コミュニティ）

第13条 市民及び市は、町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化・スポーツ団体、まちづくり委員会等の多様なコミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努めます。

- 2 市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯・防災、生涯学習等のまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その自主性及び自立性を尊重しながら、必要な支援を行うように努めます。

第13条「市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯・防災、生涯学習等のまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その自主性及び自立性を尊重しながら、必要な支援を行うように努めます。」

- ・コミュニティ同士が協働できる下地を行政が準備すべき【第7回「コミュニティの役割」～コミュニティが抱える問題の解決のために】
- ・高齢化社会における防災対策・一人暮らしのお年寄りの健康管理は行政のみでは行き届かず、地域社会で担わなければならない。【第7回「コミュニティの役割」～役割】
- ・昔は大家族だったが、今は一人っ子も多く、核家族化も進んでいる。地域のおじいさんやおばあさんが地域を見守ることが必要【第7回「コミュニティの役割」～コミュニティに望むもの】
- ・安全で安心して暮らせる地域づくりが必要【第7回「コミュニティの役割」～役割】
- ・活動資金を援助するシステムづくりが必要【第7回「コミュニティの役割」～活動のための課題解決策として】

第5章 市民

(市民の権利)

第14条 市民は、一人一人の自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

(市民の責務)

第15条 市民は、一人一人の実情に応じて、個人のできる範囲でまちづくりに参画するように努めます。

2 市民は、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持ち、互いにまちづくりの活動を尊重し合い、対等の立場で協力するよう努めます。

第14条「まちづくりに参画する権利」

・市民はまちづくりに参加する権利がある。【第5回「市民の役割」】

第14条「安全で安心な生活を」

・市民は安心して暮らす権利がある。【第5回「市民の役割」】

第15条「一人一人の実情に応じて、個人のできる範囲で」

・どうしても参加できない人もいる【第5回「市民の役割」】

・参加しないことによって不利益があってはならない。【第5回「市民の役割」】

・納税をしない人に本当に「不利益がない」と言いきることが難しいので、「不利益を被らない」という規定は入れるべきではない。【第5回「市民の役割」】

第15条「自らの発言と行動に責任を持ち」

・権利のみを言うのでは、言いつ放しを許してしまうので、責務の規定も必要【第5回「市民の役割」】

第15条「互いにまちづくりの活動を尊重し合い、対等の立場で協力する」

・お互いを尊重し合い、助け合いを大事に！【第5回「市民の役割」】

・助け合い活動の中に市民としてのルール徹底と、新たな人間連帯を築いていく役割がある【第5回「市民の役割」】

第6章 市長等

(市長の責務)

第16条 市長は、**市政の最高責任者として**、市民の信託に応え、この条例を守り、公正で誠実な市政の執行を行うとともに、市政運営についての基本方針を明らかにします。

2 市長は、**市政の執行にあたっては、その執行状況又は結果及び将来の構想について市民に説明するとともに市民の意向を的確に把握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進するように努めます。**

3 市長は、**本市の魅力や情報を積極的に国内外へ発信するよう努めます。**

4 市長は、**市職員を適切に指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営のため、市職員の人材育成を図り、適切な能力評価とその配置に努めます。**

第16条「市政の最高責任者として」

- ・市長は、会社で言えば社長である【第6回「市長に望むもの」～市長に対して感じていること】
- ・大変な激務を負うリーダーである【第6回「市長に望むもの」～市長に対して感じていること】
- ・計画に対してしっかりと責任をとる【第6回「市長に望むもの」～市長はこうあるべき】

第16条「市政の執行にあたっては、その執行状況又は結果及び将来の構想について市民に説明する」

- ・稚内の置かれている現状を市民に説明し、これからの方向性を示すべき【第6回「市長に望むもの」～市長はこうあるべき】

第16条「市民の意向を的確に把握し」

- ・市民の声を反映させるのが市長である【第6回「市長に望むもの」～市長はこうあるべき】
- ・市民とのつながりを大切にすべき【第6回「市長に望むもの」～市長はこうあるべき】
- ・市民に目を向けるべき【第6回「市長に望むもの」～市長はこんなことをやろう・やるべきだ】
- ・市民ともっと対話してほしい【第6回「市長に望むもの」～市長はこんなことをやろう・やるべきだ】

第16条「本市の魅力や情報を積極的に国内外へ発信」

- ・自然環境に恵まれていることを大いにPRすべき【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・観光資源を活かすこと、情報発信が大切【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・稚内のPRリーダーとしての役割がある。【第6回「市長に望むもの」～市長の役割】
- ・ふるさとへの愛着を示しながら、稚内らしさを演出されたい。【第6回「市長に望むもの」～市長はこんなことをやろう・やるべきだ】

(市職員の責務)

第17条 市職員は、市民の視点に立って法令等を守り、誠実で公正かつ公平にその職務を効果的に行うよう努めます。

- 2 市職員は、前項の職務を行うにあたっては、必要な知識、技術等の能力向上のため自己研さんに努めます。
- 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めます。
- 4 市職員は、地域の課題解決に向けて、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うように努めます。

第16条「市職員を適切に指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営のため、市職員の人材育成を図り、適切な能力評価とその配置に」

- ・財政が大変な中で、市民に目を向けさせるために、部課長の指導をすべき。【第6回「市長に望むもの」～市長はこんなことをやろう・やるべきだ】
- ・部課長クラスの教育が必要だ。【第6回「市長に望むもの」～市長はこんなことをやろう・やるべきだ】
- ・人事を公平にできる人【第6回「市長に望むもの」～市長はこうあるべき】

第17条「誠実で公正かつ公平にその職務を効果的に行うよう努めます」

- ・市民対応に個人差がある【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・物事の決め方をもっとスムーズに！【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・少ない予算を有効に使って欲しい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・先例や他の自治体のやり方にとらわれず、その時、その場に応じた稚内市独特の対応をしてほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・形式やプロセスを大事にしているだけではダメ！中身が大事！【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・議員と対等の意識を持って！【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第17条「自己研さんに努めます」

- ・職員も視察をして見識を広げてほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・仕事に意欲と責任感を持って！【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第17条「自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加する」

- ・地域行事への積極的な参加【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・職員自らのボランティア活動【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・市役所職員も一市民として積極的にコミュニティに参加してほしい【第7回「コミュニティの役割」】

第7章 市議会 (市議会の役割)

第18条 市議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する役割を果たします。

第17条「市民と市との意思疎通を図るための役割を担う」

- ・職員一人一人が持っている有用な情報やアイデアをいろいろな場でもっと出してほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・市民の声を聞いてほしい【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・市の現在の状況をもっと地域に提供してほしい【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・市民とのキャッチボールが必要【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第18条「市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動する」

- ・市民の意見を正確に反映させるべき。【第6回「議員に望むもの」】
- ・民の意識を底上げする役割がある。【第6回「議員に望むもの」】
- ・市民に不利益を与えない。【第6回「議員に望むもの」】
- ・市民の意見のくみ上げができていないと思う。【第6回「議員に望むもの」】

第18条「適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する役割を果たします」

- ・議会は行政のチェック機関である。【第6回「議員に望むもの」】
- ・チェック機能を果たしていない。【第6回「議員に望むもの」】
- ・行政の暴走を止める役割がある。【第6回「議員に望むもの」】
- ・行政との緊張感を保つ努力(日常的に市役所内で情報交換するなど)が必要【第6回「議員に望むもの」】

(市議会の責務)

第19条 市議会は、会議の公開を原則とし、市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた市議会の運営に努めます。

第19条「政策決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明する」

- ・議員活動が見えない。【第6回「議員に望むもの」】
- ・議員の政策が見えない。【第6回「議員に望むもの」】
- ・議員は幅広い市民の意見を聞き、市民に説明する機会をつくるべきだ。【第6回「議員に望むもの」】
- ・「市議会だより」はもっと見やすく目につくようにすべき。【第4回「情報の共有」】
- ・「市議会だより」の内容がタイムリーではないものがある。【第4回「情報の共有」】

(市議会議員の責務)

第20条 市議会議員は、市民の信託に応えるため、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実にその職務を遂行します。

第20条「市民の信託に応えるため、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実にその職務を遂行します」

2 市議会議員は、法令の定めによる市政に関する調査、議案の提出等の議員の役割を積極的に果たすよう努めるものとします。

- ・地域を代表しての議員としての自覚が欲しい【第6回「議員に望むもの」】
- ・専門的な勉強をもっとして欲しい【第6回「議員に望むもの」】
- ・議員は勉強不足である。【第6回「議員に望むもの」】
- ・ことばに対しての強い責任を持つべき【第6回「議員に望むもの」】
- ・私利私欲に走らず、市民の利益を考えるべき【第6回「議員に望むもの」】

第20条「議案の提出等の議員の役割を積極的に果たす」

- ・議員提案をしてほしい。【第6回「議員に望むもの」】

第8章 市政の運営

(市の執行機関の運営原則)

第21条 市の執行機関は、市の条例、議会の議決、法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行するものとします。

2 市の執行機関は、行政サービス向上のため、総合的で計画的かつ公正で透明性の高い市政運営を行うものとします。

3 市の執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参画を推進します。

4 前項の市民の参画について必要な事項は、別の条例で定めます。

(総合計画)

第22条 市は、この条例の理念に基づいた基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 市は、総合計画について、社会状況の変化に合わせ必要に応じて、見直しを行います。

(行政評価)

第23条 市は、総合計画に基づき行われる政策、事業について評価を行い、その結果を公表します。

2 市は、前項の評価及び公表の方法について基準を示した指

第21条「総合的で計画的かつ公正で透明性の高い市政運営」

- ・20年から50年先を見た市全体のデザインが必要(施設が点在している)【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・行政は「このまま行くとこうなる」というデータをぎりぎりにならないと出さない。オブラートに包んでしまう。【第4回「情報の共有」】

針を定めます。

- 3 市は、第1項の評価の結果を、その政策及び事業に反映させるよう努めます。

(財政運営)

第24条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、計画期間を定めた財政計画を策定し、最小の経費で最大の効果が得られるような健全で継続可能な財政運営を行います。

- 2 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、適切な予算の編成を行い、効率的で効果的な予算の執行に努めます。

3 市は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

(説明責任)

第25条 市は、市政に関して、市民に積極的に説明する責任を負うとともに、市民が説明を求めた場合、誠実に応答する責任を負います。

第23条「評価の結果を、その政策及び事業に反映」

- ・政策評価を十分に機能させて、少ない予算を有効に使って欲しい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第24条「適切な予算の編成を行い、効率的で効果的な予算の執行」

- ・予算内で納まればいいやという考え方を改めるべき【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・無理に予算を消化しようとしている【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・少ない予算を有効に使って欲しい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第24条「予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表」

- ・市の財政についてもっとくわしく知りたい。【第4回「情報の共有」】
- ・予算情報は出ているが、もっとわかりやすくしてほしい。【第4回「情報の共有」】

第25条「市政に関して、市民に積極的に説明する責任を負う」

- ・市の現在の状態を市民に今以上に分かりやすく説明してほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・組織変更のたびにその内容をもっとわかりやすく市民に知らせるべき。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・どの施設に市が関わっているのか明確にしてほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】

第25条「誠実に応答する」

- ・市民対応に個人差がある【第3回「行政や市職員に望むもの」】

(組 織)

第26条 市は、市民にわかりやすく、社会の変化に柔軟に対応できる簡素で機能的な組織の編成に努めなければなりません。

第26条「市民にわかりやすく」

- ・市役所って何をやっているところなのか、どこの課でどんな仕事をやっているのか分かりやすくしてほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・ほしい情報がどこで得られるかわからない。【第4回「情報の共有」】
- ・市民からの情報を伝える窓口がよくわからない。【第4回「情報の共有」】
- ・市で何をやっているのか、中学生や高校生にもわかるように説明してほしい【高校生「まちを良くするために」】

第26条「簡素で機能的な組織の編成」

- ・縦割りではなく、横の連携を大事にしてほしい。【第3回「行政や市職員に望むもの」】
- ・物事の進め方をもっとスムーズに！決まるまで時間がかかりすぎ！【第3回「行政や市職員に望むもの」】

(附属機関等)

第27条 市は、審議会等附属機関の委員の選任にあたっては、その一部に公募委員を加えるように努めなければなりません。ただし、公募委員の選出が適当でないと認められる場合については、この限りではありません。

2 審議会等附属機関の会議は、原則公開とし、会議の運営に必要な事項は別に定めます。

(市の関与団体等)

第28条 市は、市の関与団体等に対して、市の関与団体等の目的が適切に達成されるよう必要な意見又は助言を述べることができます。

(国・北海道・他自治体との連携・協力)

第29条 市は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえて、それぞれの役割のもとで相互に協力して、連携に努めます。

2 市は、道内及び道外の自治体と交流を行い、まちづくりに必要な情報を交換し、連携、協力して、互いのまちづくりの推進に役立てます。

3 市は、広域的な課題や共通課題の解決を図るため近隣市町村と互いに連携して、市民サービスの向上を図るとともに、地域全体の発展に努めます。

第29条「近隣市町村と互いに連携して」

- ・利尻～礼文～稚内～サロベツ～豊富～猿払と連携のとれた観光資源の発掘と整備をすべき【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・空中分解で終わった市町村合併を今後の課題として、研究・検討すべきと考える。【第6回「市長に望むもの」】

第9章 子育て平和・国際交流の推進

(子育て平和都市の推進)

第30条 市、学校、地域、家庭及び関係機関は、連携して子どもの安全の確保と教育の充実に努め、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、市民ぐるみの子育てを推進します。

2 市、学校、地域、家庭及び関係機関は、連携して世界平和を願う心を守り育てるため、平和に関する学習及び活動の機会の提供に努めるものとします。

(国際交流の推進)

第31条 市は、世界平和と地域の発展に寄与するため、サハラリン州をはじめとする海外の自治体、団体等との経済、教育、文化等の多様な分野での交流の推進に努めるものとします。

第30条「子どもの安全の確保」

- ・子ども達の安全のために、通学に地域の人が同伴しては【第5回「市民の役割」】
- ・子どもの安全を守るため、住民と警察行政との協働も重要になってくるだろう【第7回「住民協働」】
- ・変質者から子どもを守る取り組みを【高校生「まちを良くするために」】

第30条「教育の充実」

- ・親、学校の意識を高める必要がある。(教育のレベルについて)【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・教育にもっとお金をかけてほしい。【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・保育所事情を改善してほしい。【第2回「まちづくりに必要なもの」】

第30条「市民ぐるみの子育て」

- ・地域で子どもを見守る温かい環境【第1回「稚内の良いところ」】

第31条「サハラリン州をはじめとする海外の自治体、団体等との経済、教育、文化等の多様な分野での交流」

- ・ロシア、サハラリン州との国境のまちである【第1回「稚内の良いところ」】
- ・サハラリンとの交流が盛ん【第1回「稚内の良いところ」】
- ・サハラリンとの市民交流・経済交流をもっと活発にすべき【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・国際交流をしている【高校生「稚内のよいところ」】

第10章 安全安心なまちづくり

(環境整備と防犯・交通安全の推進)

第32条 市は、学校、地域、家庭及び関係機関と連携協力し、市民が、安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境の整備に努め防犯活動及び交通安全の推進に努めます。

(危機管理)

第33条 市は、災害等に際して、市民の生命と財産を守るため、市民、関係機関等との連携協力及び相互支援のもと、総合的かつ機動的な危機管理に努めます。

(医療と福祉の充実)

第34条 市は、市民の健康と安心な生活を守るために、医療と福祉の充実に努めます。

第32条「防犯活動」

- ・ロシア人の犯罪が増えている。【第1回「稚内の悪いところ」】
- ・事件・事故を未然に防ぐ取り組みを【高校生「まちを良くするために」】

第33条「連携協力及び相互支援のもと、総合的かつ機動的な危機管理」

- ・危機管理システムの構築【第5回「住民参加のための行政の施策」】
- ・緊急時のネットワークづくり【第5回「住民参加のための行政の施策」】

第34条「医療と福祉の充実」

- ・医療が心配だ。【第1回「稚内の悪いところ」】
- ・福祉施設の利便性の向上【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・医師の派遣元を探す【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・診療科目を増やす工夫【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・病院の設備を良くする【高校生「まちを良くするために」】

第11章 自然環境との共生

(自然環境を活かしたまちづくり)

第35条 市民及び市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、人と自然との共生を基本として、本市の豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

2 市民及び市は、前項のまちづくりを進めるため、環境にやさしいエネルギーの活用に努めます。

第35条「大切な環境を将来に向かって保全」

- ・自然のことを考え行動する。【高校生「まちを良くするために」】
- ・川や海にゴミが多い【高校生「稚内のわるいところ」】
- ・ゴミ拾いをする、ポイ捨てしない【高校生「まちを良くするために」】
- ・大気汚染を少なくするよう呼びかける。【高校生「まちを良くするために」】
- ・植樹活動をする【高校生「まちを良くするために」】
- ・公共交通機関を利用する、自転車を利用する。【高校生「まちを良くするために」】

第35条「自然環境を活かしたまちづくり」

- ・環境への配慮(風力発電によるクリーンエネルギーの活用)【第1回「稚内の良いところ」】
- ・風の強さはクリーンエネルギーとしてもっと活用すべき【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・夏場の冷房・貯蔵のエネルギーとして雪を使う(「寒い・雪が多い」という悪いところを活用)【第2回「まちづくりに必要なもの」】
- ・自然をもっと活かした施設があるといい【高校生「まちを良くするために」】

第12章 雑則

(条例の見直し)

第36条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直します。